

# 富山海区漁業調整委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和7年8月6日（水）午後1時32分から午後3時00分

場所 森林水産会館 33 号室

## 2 出席委員

網谷繁彦、大浦清和、大西眞彦、大野久芳、坂田博美、佐藤建明、  
塩谷俊之、園 尚人、田中智宏、中村好成、古埜雅浩、松井誠二、  
三國嘉彦、村上 憲

（欠席委員：鷺北英司）

## 3 議長

議長：網谷繁彦

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第 145 条第 1 項の  
規定に基づき、当委員会は成立

## 5 議事録署名委員の指名

田中智宏、園 尚人

## 6 県職員

水産漁港課：飯田副主幹、加藤主任（海区主任兼務）、阿部技師

## 7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課課長兼務）

## 8 付議事項（議題）

### （1）公聴会の結果について（報告）

網谷議長から、公聴会の結果が報告され、利害関係者の公述がなかったことから、特に審議することなく、2つ目の議題に移るとの説明があった。

### （2）海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業の漁場計画の変更について（答申）

網谷議長から、公聴会の結果も踏まえ、県から諮問のあった「海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業の漁場計画の変更について」委員に意見等を求めたが、意見や質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として資料2の案のとおり答申することが承認された。

加藤主任から、参考として、新たな区画漁業権の免許に係るスケジュール

ルについて説明があり、8月18日までに漁場計画の変更の公示を行い、9月に免許及び行使規則の認可の申請、10月に海区委員会において適格性の審査等を行い、11月18日に免許予定としていることが説明された。

(3) 富山県資源管理方針の変更について（諮問）

県水産漁港課の阿部技師から、資料3-1により「富山県資源管理方針の変更について」説明された。

県では、漁業法第14条に基づき、国が定める「資源管理基本方針」に即した「富山県資源管理方針」を定めており、ベニズワイガニについては、別紙3に「水産資源」として位置づけられている。本年9月より、ベニズワイガニがTAC魚種に指定されることから、ベニズワイガニを「特定水産資源」として別紙1へ移行させ、具体的な資源管理方針を記載する必要がある。

漁業法第14条第10項に基づき、「富山県資源管理方針の変更」について、今回、海区漁業調整委員会への諮問を行うものである。なお、変更（案）については水産庁による事前確認済みである。

今後のスケジュールとして、本日の諮問に対して答申いただければ、農林水産大臣の承認を経て、国基本方針変更の施行日と同じになるように、9月1日に富山県資源管理方針の変更を告示する予定。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として資料3-2の案のとおり答申することが承認された。

(4) 知事管理漁獲可能量の設定について（べにずわいがに）（諮問）

県水産漁港課の阿部技師から、資料4-1により「知事管理漁獲可能量の設定について（べにずわいがに）」について説明された。

漁業法では、都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即し、国から配分された都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）を定めるものとされている。今般、「べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」の令和7管理年度の本県の都道府県別漁獲可能量について、令和7年7月2日付け7水管第748号をもって国から通知された。

本系群は、令和7管理年度から新たにTAC管理が始まり、本格導入に至る前の3段階のステップアップ管理のうち、ステップ1となる。ステップ1については、国への漁獲量報告が主な内容であり、数量については国が一括して管理することとなり、全体の内数（6,254 トンの内数）として各都道府県にTACが示された。通知された都道府県別漁獲可能量に基づき、知事管理漁獲可能量を定めることについて、海区漁業調整委員会に諮問する。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

大野委員：ベニズワイガニについて、特別な知事許可水域というのはあるのか確認したい。

阿部技師：ベニズワイガニ日本系群については、沿岸寄りで操業する知事許可水域と沖合で操業する大臣許可水域の2つの水域がある。知事許可水域については1つだけである。県によっては、知事許可と大臣許可の両方の漁船が存在し、操業区域が分かれている。

網谷会長：ベニズワイガニ漁業については、知事許可と大臣許可の2種類があり、かつて、富山県の漁船が山陰沖にまで行って操業していた時も、知事許可漁業として操業していた。

村上委員：ベニズワイガニは漁獲量が減っているからTAC対象魚種に追加されるのかお聞きしたい。富山県では、近年漁獲量が減少している。

阿部技師：TAC魚種となるのは、価値の高い魚種や漁獲量の多い魚種である。資源が減少するからTAC魚種になるのではない。なお、富山県のベニズワイガニの漁獲量が減少しているのは、操業隻数の減少や地震の影響等によるものである。国の資源評価においても、悪い状態ではない。

園委員：富山県の漁獲量は資料4-1の表とおりが？全国ではどのくらいの漁獲量か？今回示された漁獲可能量（6,254トン）は、これまでの漁獲実績と比較して、十分なものなのかお聞きしたい。

阿部技師：全国の漁獲実績については、今持ち合わせていない。

飯田副主幹：漁獲可能量は近年の漁獲実績を基に決められたものであり、漁獲実績よりもやや多い値となっている。資源がある程度多く存在するためである。日本海で6,000トン程度漁獲している中で、富山県の漁獲量は200トン程度ということで理解いただければと思う。

網谷会長：大臣許可の漁獲量は減少傾向にあると理解しているが、これから始まるTAC管理は、知事許可と大臣許可と一緒に行われるのか？資源が減少する場合にはTACも少なくなることから、私はこれまでも会議で国に対し、大臣許可と知事管理を別にするように要望してきた。

飯田副主幹：大臣許可と知事許可では、別々のTAC管理となり、知事許可について今回漁獲可能量が6,254トンとして示されている。

このほかに委員から意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として資料4-2の案のとおり答申することが承認された。

#### (5) 資源管理の状況等の報告について（報告）

県水産漁港課の加藤主任から、資料5により「資源管理の状況等の報告について」について説明された。

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、漁業法等に基づき、1年に1回以上、資源管理の状況や漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならないとされている。その報告は都道府県知事が行う免許や指導、勧告等の判断の基礎となり、いずれの行政処分

においても海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされている。そのため、都道府県知事は、1年に1回以上、委員会に対し必要な報告をするものとされている。今回、県内の共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権の令和6年1月1日から同年12月31日の資源管理の状況等の報告について、委員会に報告する。

資源管理の状況等の報告や聞き取り等を基に、「海面利用制度等に関するガイドライン」のチェックシートを用いて点検した。すべてのチェック項目を満たす免許については問題なしと評価した。

対象期間に操業がなかった免許（定置漁業権：定第8、12、36、49、54、73号、区画漁業権：区第3、6、9、12～19、23号）について、聞き取り等を行った結果、人員不足や採算がとれないこと等の合理的な理由により一時的に操業を見合わせていると判断されたことから、これらの免許について、問題なしと評価した。

以上の説明について、委員から意見や質問等は無かった。

(6) 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提案議題について（協議）

委員会事務局の前田事務局長から、資料6により「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提案議題について」説明された。

全国海区漁業調整委員会連合会から、国（水産庁等）へ要望している事項について、前回7月の委員会で説明したが、来年度の要望項目について、日本海ブロックで取りまとめを行うため、今回の委員会でご協議いただくもの。

昨年度、富山海区からは「クロマグロの資源管理」について提案しており、昨年度の内容に修正を加え、案を作成している。前回の委員会において、田中委員から、クロマグロによるいか釣り漁業への被害や対策を求める意見があった点を反映させている。要望の背景となる部分に、「また、いか釣り漁業では、クロマグロの大量来遊により漁具が切られる漁具被害が発生している」との状況を加えている。また、要望項目の5番目に、「いか釣り漁業について、水揚げ額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。」を追加している。

昨年度は、「クロマグロの資源管理」のみを提案したが、今回、新たに、「遊漁と漁業の調整について」、新規の要望案を作成している。本県漁業については、本年4月からスルメイカのTACが数量明示（上限700トン）となり、漁業者に対して制限が示される一方、遊漁者については、釣りによる採捕に関しては、特段の規制がない。遊漁についても、資源管理を行ってもらうための法制度や体制の整備を求めることを要望するものである。

提案について、皆様のご意見をいただきたい。なお、各海区からの提案議題については、10月に島根県で開催される日本海ブロック会議で協議され、日本海ブロックから、全国連合会へまとめて提案される。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

大野委員：遊漁者の組織化は他地域では行われているか？

前田事務局長：全国的に進んでいない状況で、加入者の割合は低い。

大野委員：富山海区だけの課題ではなく、全国的な課題という理解で良いか？

前田事務局長：そのように理解いただきたい。

網谷会長：富山県は他の地域に比べると遊漁団体を組織化するのは比較的やり易いではないかと思う。遊漁については、スルメイカについて1隻で10kgを釣り、富山県で1000隻程度の遊漁船がいるとすると、採捕量は10トンとなり、無視できない数量となる。資源管理のために、遊漁への規制も必要と感じる。

田中委員：遊漁とは、お客を載せて釣りをすることか？プレジャーボートは自分で船を出して釣りをすることか？

網谷会長：プレジャーボートも遊漁である。釣り客を載せて遊漁する場合には、遊漁船業と呼ぶ。陸での仕事を定年退職してから、気軽に遊漁船業を始める方が見られるが、漁業者からすると、漁業のことを甘く見ているように感じられる。県内の遊漁船業者は近年増えて50程いるのではないか。

前田事務局長：約70業者が登録されている。

村上委員：定置網へ船を係留して、網の中にルアーを投げて遊漁をする人がいる。取締りを何とかして欲しい。

網谷会長：前期の委員会において、漁具への繋がり釣りを規制する委員会指示を発動させた。ポスターなどで普及啓発をしてもらっているところ。ただし、委員会指示では強制力がなく、なかなか難しい部分がある。取締りについては、海区から取締りを要望するのは、委員会指示以外に何か方法はないか？

前田事務局長：複数回の違反が確認されれば、罰則適用となるが、まずは注意からスタートとなってしまう。委員会の場での皆さんの発言を受けて、県でも遊漁の取締り等の対応を行う。あくまで、委員会指示違反としての段階的な取締りとなる。

飯田副主幹：県としても、月に2回、遊漁の取締りを取締船により実施している。小型のボート等で漁具に繋がって釣りをしている方に対して、現場でチラシを配布して注意指導しているところ。

三國委員：雨晴にマリーナがある。マグロ遊漁について、規制により釣りができない状況にもかかわらず、マグロを10匹ほども釣りあげて、保冷車まで準備していたという事例があったと聞いた。管理者から海上保安庁に連絡されて、違反者に指導等が行われ、600万円の罰金も科せられたという話を聞いた。県でもこの話を聞いていないか？あまりにひどいやり方と思うので、県の方でも対策していただきたい。

飯田副主幹：今の話は初めてお聞きした。クロマグロ遊漁の違反では、1回目には罰則適用とはならない。委員会指示が有効な2年間のうちに、1回目の違反の際に大臣の裏付け命令が出され、2回目の

違反の際に罰則が適用される。罰金が 600 万円というのは、金額が大きすぎると思う。

網谷会長：県から説明のあった通り、1 回目の違反では処罰されない。2 回目の違反の際に罰則が適用される。漁業者の感覚では、この措置は十分ではないと感じる。

園委員：定置網の繋り釣りについて、繰り返して違反した場合には罰則はあるのか？

飯田副主幹：クロマグロ遊漁の委員会指示違反については、2 回目の違反で罰則適用となるが、通常の委員会指示違反については、3 回目で罰則適用となる。

園委員：アオリイカの時期になると、遊漁者は承知の上で、漁具に近づいて遊漁を行う。網の中にルアーを投げ込んでいる。特に確信的にやる人に対して、これまで以上の罰則をお願いしたい。

大野委員：議論が色々と拡がっており、水を差すようであるが、そろそろこの議題の協議についてまとめるのが良いのではないか。

網谷会長から、委員会として案のとおり要望事項を提出するので良いか確認したところ、異議なく承認された。

#### (7) 富山県の漁業制度について（情報提供）

県水産漁港課の飯田副主幹から、資料 7 により「富山県の漁業制度について」説明された。

漁業に関する基本的な法律である漁業法、漁業法に基づいて免許される漁業権の内容のほか、県における漁業に関する規制や制限等を定める県漁業調整規則、許可漁業の種類、海区漁業調整委員会の役割などについて説明があった。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

中村委員：遊漁者の漁具漁法の制限について、潜水器具に使用はどのようになっているのかお聞きしたい。

飯田副主幹：遊漁者は潜水器具を使用することはできない。遊漁者ができることは非常に限定的である。なお、漁業者は潜水器具の使用が可能である。

田中委員：港内にいるナマコを遊漁者が獲ることはダメなのか？取締り機関はどこになるのか？

飯田副主幹：ナマコは特定水産動物となっており、法律により遊漁者が獲ることはできない。警察や海上保安部が取締りを行う。

大野委員：地元の石田地区では、港にナマコが多数おり、取ってはいけないことを分かって取りに来ているであろうという人や、外国人の方などが取っていく事例があった。許せないという意見がある一方で、知らずにやっている人もいるのではないかという意見もある中で、取り扱いについて、警察から、漁協の組合長である私に判断を求められた。その際には、知らずに取っている人もいるだろうということで、注意だけにしてもらった。看板を設置して注

意喚起を行ったところ、その後は取りに来なくなった。

飯田副主幹：ナマコは漁業権魚種に設定されているので、漁業権の侵害を  
親告するか、警察から確認されたのであろうと思う。

(8) その他  
意見はなかった。

(9) 次回委員会  
次回の委員会は、令和7年10月7日(火)13:30より開催することに決  
定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和7年8月6日

議長\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_